朝鮮総督府中枢院における韓国・朝鮮の 慣習調査事業と調査報告書に関する研究 ――米国ハワイ大学マノア校(UH Manoa)・

Hamilton Library の Korean Locked Press 所蔵資料の 紹介と分析を中心に (1)——

李 英美

はじめに

本稿は、日本による韓国・朝鮮統治期間中に行われた慣習調査事業研究の一環として、慣習調査の過程で作成・報告された各種個別的慣習調査報告書を分析対象とするものである。慣習調査事業に関する研究としては様々な観点からの分析が可能であるが、本研究ではその内容の分析に先立ち、今日それら個別的慣習調査報告書の所在の把握がなされていない現状から、先ずその所蔵先を突き止め、そのあとに資料の正体を明らかにすることを目的とする。その過程で資料に関する正確な基本情報を作成し、質的データベースの構築を試みる。

また本稿は、そうした目的のためにすでに発表してきた、「日本統治時代における韓国・朝鮮の慣習調査報告書に関する書誌学的考察―米国ハーヴァード大学・イェンチン図書館(Harvard-Yenching Library)の所蔵資料の紹介を中心に」(『明治大学教養論集』通巻 491 号、明治大学教養論集刊行会、2013 年 1 月)、および「朝鮮総督府中枢院における韓国・朝鮮の慣習調査報告書に関する書誌学的考察―米国カリフォルニア大学バークレー校(UCB)・the C.V.Starr East Asian Library 所蔵資料を中心に」(『東洋文化研究所紀要』第 165 冊、東京大学

東洋文化研究所紀要 第166 册

東洋文化研究所,2014年3月)に続く,一連の研究としての性格を有するものである。

現在ハワイ大学マノア校(University of Hawaii at Manoa。以下,UH Manoa と表記す)の Hamilton Library 内の Korean Locked Press には,韓国・朝鮮の慣習をはじめとする諸調査に関する報告書が総 429 巻収められている(UH Manoa Library Catalog の Call Number,DA901 .P5 Vol.1~Vol.429)⁽¹⁾。全 429 巻の各個別的資料からなる本資料群は,主に日韓併合後の朝鮮総督府中枢院において調査された諸事項に関する原資料からなっている。現在,本資料群がいかなる目的で何を調べ,誰によって,またはどの機関・組織において,どのようにして作成されたか,そしてどのような経緯で本所蔵処に収められるようになったかなど、資料の正体に関する概説書などは存在しない。

ただ資料の一般的な書誌情報がわかる UH Manoa Library Catalog があり、 資料の存在有無や作成年度、分量などを知ることができる。しかし、これは UH Manoa の Hamilton Library のホームページのウェブ検索でも確認できる程 度の簡単な内容であり、依然として資料の概説書的な役割は果たせないもので ある。

また、2004年に作成された本資料群に関する「ハワイ大学所蔵朝鮮総督府ノート調査結果」(以下、「ノート調査結果」と表記す)が存在する。これは所蔵先で本資料群を構成する各個別的資料名をリストアップした既存の「ハワイ大学所蔵朝鮮総督府ノート」に、それら各個別的資料に対する「A(良好)」、「B(やや良好)」、「S(実録抜粋)」、「(表記なし)(同書名抜粋或は関連雑書抜粋)」という四つの区分をもって分類を行ったものである⁽²⁾。それまでに手付かずの状態であった本資料群に対し、最初の調査を行ったものとしての意義は大きいと考える。にもかかわらず、後述するとおりいくつかの問題点もあり、それらを指摘せざるを得ない。同時に同「ノート調査結果」にもまた、資料に関する説明などは全く付されていないことを挙げておく。

このような本資料群に対する現状を踏まえ、本稿では本資料群の正体を明らかにするために、現在筆者による調査および確認作業の済んだ資料について基本情報を紹介し、そのあとに朝鮮総督府、中でも同中枢院における韓国・朝鮮の慣習調査事業との関連で考察を行うことにする。その過程で本資料群をなす各個別的資料(原本)と「ノート調査結果」とを対照・比較し、後者における各個別資料に対する四つの区分による分類について、その妥当性および有効性について検証を行う。それから、新たに法制史的観点から資料の分類を試みる。加えて、本資料群は膨大な量であるため、本稿では計15点という限られた量

加えて、本資料群は膨大な量であるため、本稿では計 15 点という限られた量 の資料のみを取り上げることになるが、本稿の対象外となる残りの資料につい ては、引き続き後続の論考で順次取り上げることにする。

I 各個別的資料の紹介

ここで取り上げる計 15 点の資料は、一定の選定基準に基づくものではなく、無操作に選んだ資料の中から現時点で筆者による調査および確認作業が済んだものである。以下では、それらの資料紹介をかねて資料を概観することから始める。

1 『婚姻ノ制限資料 四』

朝鮮総督府中枢院用箋 (12 行罫紙, 筆字) を用いた本文見開き 35 枚からなる同資料は, 題に「四」という数字が付されていることから, ある全体資料の一部をなすものであると推定される。また, 同資料には, 作成・報告者名および同年度などの記載は見当たらない。本文の内容は, 「再嫁」, 「再嫁ノ禁」, 「寡婦再嫁ノ制限」, 「再嫁者ノ子ノ任官制限」, 「再嫁子孫不許受官」, 「改嫁」, 「子女ノ再嫁」などについて, 関係する王代の実録(3)や高麗史(戸婚第八四巻刑法), 経国大典(吏典京官職), 大典続録(巻之一吏典辞令条)など, 計 12 点の古法

東洋文化研究所紀要 第166 册

典類などの文献資料を調査し、「婚姻制度ノ制限」の史的淵源や法的規範的根拠を筆写したものである。

特に、「子女ノ再嫁 女子ノ再婚ハ得ス」については、「新調査報告書」という資料に基づく全国 14 の地方に関して記述されている。ここで「新調査報告書」が如何なるものであるかについては、のちほど若干の考察を加えることにする。また、「改嫁」に関する箇所では、本文上段空欄に「資料トシテ採用スヘキモノ」と書かれており、同調査項目の文献資料として「燃□室記述別集第十二禁改嫁」(□は判読不可能な字)の計 15 行が書き写されている。

2 『記言』

朝鮮総督府中枢院用箋 (12 行罫紙, 筆字) を用いた本文見開き 35 枚からなる同資料には,「大正六 (1917) 年六月□日」(□は判読不可能な字) という印刷された印が押されてある。同資料は、朝鮮王朝時代の学者・文臣であった許穆 (1595-1682 年。号は眉叟)の文集である『記言』(本集 67 巻・別集 26 巻の全 93 巻 27 冊)のうち⁽⁴⁾,第 32 巻 -35 巻(檀君から高句麗までの歴史を記述した「東事」の巻),第 47 巻 -48 巻 (南北道風土など),第 59 巻 (殷三仁,箕子など)を筆写したものである。

3 『奴婢』

朝鮮総督府中枢院用箋 (12 行・13 字の方眼紙、ペン字)を用いた同資料の本文の上段欄外に1から379の印刷された数字印が押されてあり、また本文は見開き全189 枚からなる。方眼紙は、上から年代、題、調査者印、書名、巻数・冊数、枚数の順に予め印刷された様式のものである。内容は、朝鮮王朝の太祖(初代、在位1392-1398年)から李太王(第26代・高宗のこと、在位1863-1907年。日韓併合後の1910-1919年は李太王) (5)までの全時代をとおして、朝鮮王朝の各王代の実録から奴婢に関する記述を抜粋し、時系列に書き写したものである。

4 『慣習ニ関スル照会回答綴』

朝鮮総督府用箋 (12 行罫紙, ペン字) からなる同資料の最初の頁には,「自昭和二 (1927) 年一月七日至昭和四 (1929) 年一二月二七日 慣習二関スル照会回答目次」(以下,「目次」と表記す)が見開き2枚あり,全24事項が記載されている。本文は,各地方法院(裁判所,筆者。以下,同)などから中枢院宛に送った慣習関連の「照会」(朝鮮総督府用箋)と,それに対する中枢院からの「回答案」の文書(朝鮮総督府中枢院用箋)からなっており,見開き全145枚綴られている。

まず、「目次」にある事項を見ることから始めたい。「目次」は、「番号」、「回 答月日 | (または「回答年月日 |),「件名 | の順になっている。詳細は、「一 昭和二(1927)年一月七日 鑑定人選定ニ関スル件、二 今年一月一三日 鑑 定人選定ノ件, 三 全年四月二四日 面山ニ関スル件, 四 全年五月五日 定人選定ノ件, 五 仝年七月九日 郷校財産ニ関スル件, 六 昭和三(1928) 年七月九日 鑑定人選定ニ関スル件、七 仝年一〇月二〇日 軍部所管林野ノ 処分権限ニ関スル件. 八 仝日 観察使及郡守ノ土地処分権限ニ関スル件. 九 今年二月一三日 朝鮮民事令改正二関スル資料謄写ノ件. 一○ 今年一二月 二〇日 旧制度取調ニ関スル件、一一 昭和三(1928)年(原文通り)三月二 六日 鑑定人選定ニ関スル件. 一二 仝四(1929)年一月一八日 僧侶ノ遺産 相続ニ関スル件、一三 全年三月一九日 折半セル売買文記ニ関スル件、一四 全年四月一六日 尼僧還俗ノ場合ノ相続財産ノ帰属ニ関スル件, 一五 仝年 四月一八日 封山ニ関スル件, 一六 全年七月三日 京畿都事(原文通り)ノ 権限ニ関スル件。一七 仝日 奴名ニ関スル件。一八 仝年七月二〇日 旧慣 調査ニ関スル件(功臣賜牌奴婢田畓ニ関スル訴訟期限ニ関スル件).一九 仝 年八月二日 旧慣調査ニ関スル件(黄色瓦及黄龍彫刻ニ関スル件). 二〇 仝 日 林野ノ賜牌ニ関スル件、二一 全年八月三一日 禮□ノ効力ニ関スル件、

二二 全年七月二〇日 旧慣調査ニ関スル件(受教中賜牌地ニ関スル出訴期限 ノ解釈ニ関スル件),二三 全年九月二五日 道字使用ニ関スル件,二四 全年一二月二七日 完文訴状其ノ他文記ノ意義ニ関スル件」からなっている(□は判読不可能な字)。

つぎに、本文を見ていくと、本文の上段欄外に赤色(筆字)で「二四〇」から「二六〇」までの番号がふられているが、そのうち二四五、二五六番の件名は存在しない。また、二五三と二五四の間、二五四と二五五の間には上記「件名」にない件が存在し、それぞれ前者が「慣習調査二関スル件」、後者が「旧制度取調二関スル件」となっている。こうした番号の数字からは、同資料がある特定の全体資料の一部をなすものであったことと窺える。

「件名」毎に朝鮮総督府中枢院の関係者から各照会者(または機関および組織) 宛の「回答案」が1枚(印刷された特定の様式にペン字で記入)と、調査書類を関係者に依頼した場合はその「嘱託書」が1枚(印刷された特定の様式にペン字で記入)、全国各法院および関係各処からの「照会」、そして回答の際に参照した「参考資料」(主に参考資料元を抜粋)の順で綴られている。

「回答」を行ったのは、朝鮮総督府中枢院書記官長 (11 件)、中枢院 (4 件)、 「院名」⁽⁶⁾(9 件)、政務総監 (2 件) であり、計 26 件となっている。上記「件名」 より 2 件多くなっているが、これは同一「件名」に関する「回答」を二つの異 なる所 (「照会」元のほか、もう一か所) に送ったためである。「照会」を行っ たのは全国の各級法院の判事 (3 件)、各級法院 (3 件)、林野調査委員会 (7 件)、 林野調査委員会長 (8 件)、法務局長 (1 件)、殖産局長 (1 件)、警務局長 (1 件) で、計 24 件である。

最後に、同資料には「参考資料」として参考資料元から抜粋した量がかなり あり、所どころに朱色の書き込みがあるが、資料の保存状態は比較的に良いほうである。

5 『慣習ニ関スル回答綴』

朝鮮総督府用箋(12 行罫紙、ペン字)を用いた同資料は、本文見開き 203 枚からなる。本文前の一番目の頁に「文書件名」として計8件の慣習に関する「照会」が記されており、本文はそれに対して出された、朝鮮総督府中枢院からの「回答案」の綴りからなっている。

期間は、「回答案」が発せられた時期を見ると、昭和一六(1941)年七月二三日から同二〇(1945)年二月二〇日⁽⁷⁾までとなっている。ただし、同資料の最後の「第(「文書件名」に無いもの。筆者)号 慣習調査嘱託ノ件」の中には二往復した「回答案」、「照会」の文書が一緒に綴られており、そのうちの「照会」のひとつには「昭和二〇(1945)年四月十一日」の日付となっている。ところで、同「照会」の対となる「回答案」なるものが、「書記官長」から「法務局長」宛に「寺養子相続資格及単身女戸主ノ遺産承継二関スル件」として送られ、またそこには説明文(10行・23字の原稿用紙1枚)、「理由」(同8枚)、「参考資料」(朝鮮総督府中枢院用箋、12行罫紙、見開き25枚。多数の箇所に朱色の書き込み)などが、大量に存在するにもかかわらず、日付が付されていない。つまり、未決書類の状態のままとなっている。そうしたことから、この「昭和二〇(1945)年四月一六日」という日付が有効であるかどうか定かでないため、ここでは安易に用いることを避けた。

各件の「回答案」はいくつかの書類からなっており、それらは朝鮮総督府中枢院の特定様式による「回答案」、韓国人に調査を依頼した場合はその「嘱託書」 (嘱託文と調査事項の記載)、各調査員から調査・報告された各種関係文書や参考資料などの抜粋(筆写文)の順で綴られている。

「文書件名」の内容をみると、つぎのとおりである。「第一号 柴山及墓地二 関スル件、第二号 宗中及祭位土二関スル件、第三号 朝鮮二於ケル絶家ノ遺 産二関スル現「慣習ノ件、第四号 堤堰ノ共有二関スル件、第五号 宦官家ノ 養子ニ関スル件、第六号 小宗中ノ始祖及其ノ称号ニ関スル件(「参考資料 □□姓譜抜粋」、「参考資料 小宗始祖ニ関スル件(増補文献備考抜粋)(原文)」の挿入あり)、第(「文書件名」には無いもの。筆者)号 事実調査方ノ件、第 七号 遺産相続ニ関スル件、第八号 侍養子ノ相続資格及単身女戸主ノ遺産承継ニ関スル件、第(「文書件名」に無いもの。筆者)号 慣習調査嘱託ノ件」の計 10 件である(□は判読不可能な字)。「目次」が8件、原資料が10件と、その件数に差があるが、両者を照合した結果、「目次」の「文書件名」に無いものが原資料に2件多くあり、したがって本資料は本来計10件の「回答案」が綴られていることが確認される。

本文の体裁をより詳しく見ておくと、「文書件名」毎に朝鮮総督府中枢院から各照会者(または機関および組織)宛の「回答案」が1枚(印刷された特定の様式にペン字で記入)と、調査書類を関係者に依頼した場合はその「嘱託書」が1枚(印刷された特定の様式にペン字で記入)、そして「回答」の際に参照した「参考資料」(主に参考資料元の抜粋、または過去の前例で用いられた資料など)の順で綴られている。

「回答」を行ったのは、朝鮮総督府中枢院書記官長(7件)、「議長」⁽⁸⁾(3件)、「院名」(2件)であり、「文書件名」より2件多い計12件となっているが、これは「第二号 宗中及祭位土ニ関スル件」と「第六号 小宗中ノ始祖及其ノ称号ニ関スル件 において、それぞれ2個所の宛先に「回答案 を送ったためである。

同資料には正式な「照会」の形式はとっていないが、特定の慣習について朝鮮総督府中枢院に「照会」した内容の文書は存在する。そうした文書と「回答案」の宛先などから抽出すると、「照会」を行ったのは全国の各級法院の判事(5件)、各級法院(2件)、法務局長(3件)となっている。

また、「嘱託書」が添えられているのは、「第一号 柴山及墓地ニ関スル件」、「第二号 宗中及祭位土ニ関スル件」、「第七号 遺産相続ニ関スル件」の3件である。3件とも、朝鮮総督府裁判所用箋(10行青色罫紙、印刷された特定の様

朝鮮総督府中枢院における韓国・朝鮮の慣習調査事業と調査報告書に関する研究 式にペン字で記入)に、地方法院から中枢院宛に送った「調査書送付」を乞う 内容からなっている。

同資料は以上の「回答案」、「照会」の文書、「嘱託書」(存在する場合のみ) に続き、最後に「回答案」の参照とした参考資料や「理由」などが大量に綴ら れている。

6 『大典会通経国大典対照表』

朝鮮総督府用箋(12 行罫紙、ペン字)の見開き 225 枚からなる同資料は、朝鮮王朝の基本法典である経国大典(1485 年公布)⁽⁹⁾と、その後に編纂された他の法典類に追補を加えて1865年に編纂された法典である大典会通とを対照した資料である。それら二つの法典の編集方式である六典(吏典、戸典、禮典、兵典、刑典、工典)別における両者の同一項目に対し、上段は経国大典、下段は大典会通の頁数を記載する形式がとられている。つまり、両法典の同一項目の規定に関する頁数の対照表となっており、内容については全く触れられていない。

7 『相続 太祖 - 純祖』

朝鮮総督府中枢院用箋(12 行・13 字の方眼紙、ペン字)を用いた同資料は、表紙1枚と、見開き1枚毎に上段空欄に1から198 までの数字印が押された本文見開き198 枚からなる。方眼紙の様式は、前述の資料「3 『奴婢』」と同一のものである。資料名には朝鮮王朝の太祖(初代、在位1392-1398 年)から純祖(第23 代、在位1800-1834 年)までとなっているが、本文を確認すると、太祖から純宗(第27 代、在位1907-1910 年)までの実録の中から、相続関連の個所を抜粋・筆写したものになっている。このことから、原資料名にある「純祖」という表記は「純宗」の誤記であると指摘できる。また、資料全体をとおして各頁の題の箇所は「相続」となっているが、太祖の代で「奴婢相続」、世宗(第

東洋文化研究所紀要 第166 册

4代、1418-1450年在位)の代では「相続(収養)」、「遺産」、「相続(立後)」、 そして成宗(第9代、1469-1494年在位)の代では、「立後 相続」または「相続(立後)」、「相続(奉祀)」、「相続(分配)」、「内務(相続)」、「内務(相続財産)」と題された頁が目につく(括弧()内は原文)。

8 『親子ニ関スル慣習調査』

朝鮮総督府用箋 (12 行罫紙,ペン字)を用いた同資料は、本文前の頁に本文と同じ用箋を用いた「第九節第一款第一項実子ノ種類」と書かれた挿入が1枚ある。内表紙、目次などは存在しない。本文は、つぎの事項からなる見開き195枚の分量である。章節款項および番号などが錯綜しており、また項目や内容の記述が重複・前後したり、赤色の取り消し線が引かれたりする箇所もあることから、資料の体裁がわかりづらいものとなっている。そのため、同資料を簡潔にまとめることは不可能である。そうした事情から、以下ではそれらを大体整理し、それらの数字をそのままにして挙げるとつぎのとおりになる。

第五章 親子ニ関スル慣習

第一(四三) 実子ノ種別

第二(四四)子ノ認知及否認

親子の種別

第三章 養子ニ関スル慣習

第三 (四五) 養子ノ種別

- ・百三十七ノ一 第四(四六)養子縁組ノ要件(養親ニ付テノ要件, 養子ニ付テノ要件)
- ・百三十七ノ三 第五 (四七) 養子縁組ノ方式
- ・百三十八 第六(四八) 養子縁組ノ効果

四 朝鮮ニ於ケル慣習上認ムル婚姻ノ効力左ノ 如シ「一~十まで説明]

第七 (四九) 養子縁組ノ無効及取消

・百三十九 第八(五〇)養子ノ離縁

第九章 「題なし」

収養子(第一問 収養子カ養家ノ祭祖ママ,財産,戸主等ヲ相続スル コトアリヤ

答 新川郡、殷柴郡、長淵郡、地名なし)

第一二 (五四) 収養子

・百四十~百四十五 第一一 (五三) 侍養子

親子□ノ権利義務 (親権 朝鮮ニ於テ慣習上認ムル親ノ子ニ対スル権 利)

第九 (五一) 収養子

・百四十六~百五十五 六 養子ノ実父カ養子ノ後見人トナルコトアリ ヤ

九 後見人

(□は判読不可能な字。括弧「〕内は筆者)

以上のことから、同資料は章節款項による章立てのほかに、百三十七ノー~ 百五十五という一連の番号順による整理と、(四三)~(五四)までの一連の 番号順による整理、これら三つの分類・整理番号が付されて錯綜していること がわかる。このことは、おそらく調査された資料(報告書)を、ある特定の全 体資料の一部として組み込むための作業過程を表わすものであると推測される。

9 『中枢院改革ニ関スル意見書』

無線の用紙(13 行・18 字の分量,ペン字)を用いた同資料は、表紙に題のほかに「秘」の四角い印があり、本文は見開き29 枚からなっている。調査・報告年、調査・報告者名、調査機関名、目録などは存在しない。内容は、「一

東洋文化研究所紀要 第166册

総説」に「一 中枢院改革ノ急務, 二 改革案ノ基調, 三 改革ノ好機」を挙げて述べており, 続いて「二 改革ノ要項」として「一 内地人議官ノ選任, 二 地方参議ノ増員, 三 地方参議配当数ノ改正(表あり), 四 参議証□方針ノ確立, 五 補選議官ノ任期改正, 六 参議ノ待遇及手当ノ改善, 七 諮問事項及報告事項ノ明定, 八 建議権ノ付与」の項目毎に,「現在」と「改正案」を対照して記述している。そして,「三 中枢院改革ニ関スル各方面ノ意嚮ママ」として「一 存□スベシト為スモノ, 三 全廃スベシト為スモノ, 三 □官ノ任用ニ関スルモノ, 四 権限ノ拡張ニ関スルモノ, 五 手当其ノ他ニ関スルモノ」の事項別について,「現在」の制度と「改正案」とを比較する形で述べられている(□は判読不可能な字。括弧()内は筆者)。

作成者および作成年度などは記されていないが、「昭和八 (1933) 年六月二日」 に任期満了を迎える多数の中枢院の中央参議および地方参議の「改選期」を好機に、急いで中枢院を改革しようと主張する本文内容からして、その直前の年である 1932 年当りで作成されたものであると推定する。

10 『洑二関スル慣習』

まず同資料には本文と同じ用紙に同一の資料名を記した内表紙が1枚ある(12行罫紙,筆字,朝鮮総督府中枢院用箋)。作成・報告年,作成・報告者,作成・報告日,目録などは付されていない。本文は,同じく朝鮮総督府中枢院用箋(12行罫紙、筆字)の見開き62枚からなる。

本文内容は、「洑二関スル慣習」として「一 袱ノ所有関係、一 袱ノ築設及管理、一 洑主ト蒙利夫トノ関係」に関する記述に続き、「洑関連の各種文記」として「共有洑ヲ売買シタル文記⁽¹⁰⁾」、「洑共有者カ其ノ持分ヲ売買シタル文記」(計6件。うち、共有4件、私有2件)、「(題無し)」(洑の所有形態を示す文記を集めたものとして、海州郡が21件、延白郡が22件)、「土地分給文記」(海州郡の19件)、「土地ノ売買ト立案ノ成□」(海州および延白地方における所志、

□□文記,立案の実例 4 点),「□□□[開墾] 地ヲ起耕スル目的ヲ以テ立案ヲ受ケタル者[ノ]権利」(大典会通戸典田宅条の引用と,海州および延白地方における各種文記類の実例 27 点)が綴られている(□は判読不可能な字。括弧[]内は筆者補い)。

11 『咸鏡道経済事情視察報告書』

同資料には「咸鏡道経済事情視察報告書 上巻(咸鏡道及間嶋ノ部)統監府派出所」(用箋名無し、12 行青色罫紙、筆字)という内表紙があり、上段空欄に赤色の「京第廿九号」(筆字)の数字が記されている。内表紙に続き、「明治三十九(1906)年十一月十七日 統監府嘱託中井喜太郎」から「伊藤統監閣下」宛でに「報告書ノ前半ヲ脱稿」して「呈上」するとの内容の文が添えられている(用箋名無し、12 行罫紙 1 枚)。それに続く頁には、白頭山周辺の中国、ロシア、朝鮮に接する国境地域の手書き地図が 1 枚挿入されている(色付きの墨絵)。本文は、「第一章 茂山吉林間、茂山敦化間、茂山□子街間ノ道路ヲ利用シ其地域ヲ開発スル事、第二章間島(11)及間島附近ニテ採掘セシ金ヲ茂山ニ吸ママ集購買スル事、第三章 間島及ビマス間島附近ニテ採掘セシ金ヲ茂山ニ吸ママ集購買スル事、第三章 間島及ビマス間島附近ニ韓人ノ移住ヲ奨励スル事、第四章 茂山ノ林木ヲ伐採シテ浦塩斯徳ニ輸出販売スル事、第五章 間島及咸鏡北道ノ冨源ヲ開発シテ其物産ヲ浦塩斯徳ニ輸出販売スル事、第六章 既設軽鉄道ヲ利用シ且之ヲ延長シテ間島ヲ開発スル事、第七章 軽便鉄道ノ管理営業拡張ノ方法ヲ制定スル事、第八章 清津ヲ開港シ居留地ヲ設定スル事、第九章清津敦化及ビスス清津浦塩斯徳間ノ航路ヲ開通スル事」(句読点、原文) からなる、

以上のことから、同資料は本資料群の中では珍しく、朝鮮総督府中枢院ではなく、統監府(1905-1910年)時代のものであることが目につく。

見開き55枚分量の報告書である(□は判読不可能な字)。

12 『婚姻ノ無効ニ関スル資料』

朝鮮総督府中枢院用箋(12 行罫紙、ペン字)を用いた同資料の本文は、特定の調査事項に関する典籍の抜粋を行った見開き 114 枚の分量からなる。各枚(見開き) 毎に上段欄外にひとつの調査事項が、そして文末には引用先しての参考資料名が記されている。

調査事項は、本文上段空欄に別記されている各項目別から整理すると、「詐欺二因ル婚姻、夫死亡シ守志ノ婦女ヲ強嫁シタルモノ、婚姻の意思ナキモの、強奪二因ル婚姻、強制婚姻[ノ]禁止、脅迫シテ婚姻ヲ為サシメタル者ヲ処罰セントセシ制、重婚(「男子ノ重婚」、「女子ノ重婚」も別項目としてあり)、同姓婚、近親婚、姦通(または相姦)者間ノ婚姻、婚姻年齢、婚姻後更二他人ト為シタル婚姻、婚約後又他人ト婚姻、喪中、同意欽欠、監臨官部民ノ女ヲ娶シ、妾トノ婚姻、宗親人ノ妾産ヲ娶ル者ハ妾ヲ以テ論ス、駙馬ノ再娶ニ関スル禁令、官吏ト楽人トノ婚姻、犯罪逃走ノ婦女トノ婚姻、良賤相婚ノ禁、僧侶の娶妻」およびその他と、「婚姻ノ無効及取消」に関する諸項目からなる(□は判読不可能な字。括弧()内、[]内は筆者補い)。ここで補足を加えておくと、これらのうち、「婚姻後更二他人ト為シタル婚姻」は「重婚」のことを、「喪中」は父母および夫の喪中のことを、そして「同意飲欠」とは本人および戸主の同意が欠けていることを、それぞれ指していることが本文の調査内容から確認される。

参考資料としては、「経国大典、刑法大全、続大典、大典後続、典律通考、禮書□記、禮疑類輯、法外□後勝録、承傳受教輯録、潘鶏随録、禮疑類輯付録、後続録、大明律、明律、唐律、宋史、北史、栗国通鑑、高麗史、承政院日記、孫穆鶏林類事、海栗繹史、東国通鑑、東史綱目、星湖□説類選、寄齋襍説、大東野□一寄齋史、朝野輯要、鄭愚伏年譜、朝鮮民事令、朝鮮高等法院判決、民事部判決録、官通牒、回答(政務総監、法院長、法務局長、地方法院長)、慣習調査報告書、新調査報告書、旧慣調査委員会決議、新旧刑事法規大全、民法」

朝鮮総督府中枢院における韓国・朝鮮の慣習調査事業と調査報告書に関する研究などが挙げられている(□は判読不可能な字)。ここからは朝鮮王朝における法典類や各種古文献などをはじめ、中国の法典類および歴史書、統監府および朝鮮総督府の判決録や各種慣習調査報告書、慣習関連の「照会」に対する「回答」類、法令、官通牒、日本民法などが参照されていたことが確認される。

なかでも、調査事項「姦通・相姦」と「婚姻ノ無効及取消」の場合、それぞれ 11 地方(見開き 2 枚)と 18 地方(見開き 19 枚)に関する調査結果を記した『新調査報告書』を参照にしているが、同報告書が如何なるものであるかについては、前述の資料「1『婚姻ノ制限資料 四』」と同じく、まだ明らかにされていない。この点については、のちほど若干の考察を加えることにする。

13 『堤堰, 洑, 書院 [,] 入会, 火田ニ関スル調査報告書(光州, 和順, 羅州, 金堤各郡)』(括弧()) 内は原文, 同[] 内は筆者補い。以下, 同)

いくつかの各個別的資料からなる同資料は、朝鮮総督府中枢院用箋(12 行罫紙、筆字)を用いた見開き全 127 枚からなる。以下ではそれらを綴りの順に見ていく。

最初の個別的資料である「堤堰、洑、書院 [,] 入会、火田ニ関スル調査報告書(光州、和順、羅州、金堤各郡)」には表紙が1枚(無線の用紙、筆字)あり、本文1枚目には「報告書(光州 羅州 金堤地方)」という記載と「麻生」という丸印が押されてある(朝鮮総督府用箋、12行罫紙、2-25枚)。本文は一行おきで書かれており、「一 堤堰及洑、二 書院及祠堂、入会慣行、火田ノ慣行、貸家」(数字、原文とおり)について記述されている。

続く26枚目には、7点の書類名のみを記した「書類目録」が1枚あり、そこには「一 光州邑誌(摘要), 一 端石要覧(摘要), 一 防築監督辞令, 一 防築付売買文記, 一 堤堰及洑争議ニ関スル完文, 一 堤堰創設事績並節目, 一取調書」が記載されてある。

そのつぎに、「光州邑誌序摘要(中略)」(同上27-29枚、ペン字)には題の次

東洋文化研究所紀要 第166册

頁に「凡例」が 1 枚、そして 21 か所の書院名を挙げた「書院」と題された 1 枚が存在するのみで、本文は存在しない。

続いて、「端石要覧」(同上30-54枚,筆字)は、「古蹟」、「完文」、「八面民人等状」(ハングル混用体)、「道内古阜八面民人等状」からなっている。ここには作成・報告年、作成・報告者名などはない。

そして、「三政堤成冊」(同上 55-68 枚, 筆字)は、「乾隆三十八年癸□閏三月日三政□□堤事跡」(□は判読不可能な字)に関する詳細、「完文」、「節目」からなる。同じくここにも作成・報告年、作成・報告者名などは記載されていない。

以上に続く頁からは、5つの「取調書」(同上69-84、85-94、95-104、105-108. 109-114 枚。すべてペン字) が綴られている。各「取調書 | の詳細を見ると、 第1番目は全羅南道和順郡の3面(12)の面長, 面書記, 郡書記などの計6名との間 に行われた問答形式の調査内容を記しており(計27の問答),その最後に「大 正十(1921)年三月二十二日 於全羅南道和順郡郡庁 嘱託 麻生武亀」の1 枚が添えられている。第2番目の「取調書 | は、全羅南道光州郡の1面と同咸平 郡の1面の郷校⁽¹³⁾役員計6名との間の問答形式の調査内容を記しており(計19 の問答). その最後に「大正十(1921)年三月二十一日 於全羅道光州郡光州 面郷校事務所 嘱託 麻生武亀」(道名,原文とおり)の1枚が添えられている。 第3番目の「取調書」は、全羅南道羅州郡羅州邑内において同面長およびその 他の計2名との間の問答形式の調査記録であり(計18の問答).その最後に「大 正十(1921)年三月二十四日 於全羅南道羅州郡羅州面事務所 嘱託 麻生武 亀」の1枚が付されている。第4番目は、全羅南道光州郡光州面において普通学 校教師1名との間の問答形式の調査内容を記したものであり(計6の問答). 最 後に「大正十(1921)年三月二十二日 光州公立普通学校ニ於テ 嘱託 麻生 武亀」とある。第5番目の「取調書」には、全羅北道金堤郡金堤面において面 長および郡書記の2名との間に行われた問答形式の調査内容を記しており(計7

朝鮮総督府中枢院における韓国・朝鮮の慣習調査事業と調査報告書に関する研究の問答)、その最後の114枚目には「大正十八年三月二十五日於全羅北道金堤郡金堤面事務所 嘱託 麻生武亀」が添えられている。以上のことをまとめると、これらの「取調書」はすべて麻生武亀⁽¹⁴⁾が大正十(1921)年三月二十一日から同二十五日まで全羅南北道に出張し、堤堰及洑、書院及祠堂、入会慣行、火田慣行、貸家などに関する実地調査の結果をまとめた慣習調査報告書であることがわかる。

引き続き、「火田ニ関スル慣習」(朝鮮総督府中枢院用箋、12 行罫紙、115-127 枚) は「一 火田ノ性質、二 火田ノ種類、三 火田民ノ状態、四 常住民起耕ノ火田ト火田民起耕ノ火田、五 火田ノ所有権、六 結論」(句読点、筆者) からなっている。作成・報告年度、作成・報告者などの記載はない。

以上のことから、同資料は「堤堰、洑、書院 [,] 入会、火田ニ関スル調査報告書(光州、和順、羅州、金堤各郡)」(朝鮮総督府中枢院用箋、12行罫紙、見開き24枚)、「書類」目録(同1枚)、「光州邑誌序摘要(中略)」の一部(同3枚)、「端石要覧」(同25枚)、「三政堤成冊」(同14枚)、5つの「取調書」(同43枚)、「火田ニ関スル慣習」(同13枚)からなっていることがわかる。筆体の異なる文章が混ざっていることから、すべての資料を同一の人物が作成・報告したものでないことと推測されるが、そのうちの「堤堰、洑、書院 [,] 入会、火田ニ関スル調査報告書(光州、和順、羅州、金堤各郡)」と5つの「取調書」は、上述のとおり麻生武亀による典籍調査(前者)と実地調査(後者)に基づく慣習調査報告書であることが明らかになる。また、同資料全体の資料名は一番目の個別資料の資料名をとってひとつの資料束の資料名として用いていることも判明する。

14 『階級制度』

朝鮮総督府中枢院用箋 (12 行罫紙,ペン字)を用いた同資料には,「階級制度」と記された内表紙が1枚あり、それに続いて「目次」が1枚ある。「目次」には.

-200-(85)

「第一章 階級,第一節 両班,第二節 良人,第三節 賤人,第一款 中人,第二款 土官,第三款 雑職,第四款 衛前,第五款 七賤,第六款 公私賤,第七款 □白丁」と記されてある(□は判読不可能な字)。本文(見開き 40 枚)は典籍調査に基づき,「目次」に沿った形で記述されているが,最初に「第章 階級(李朝)」(括弧()は原文)として章番号を付していない。このことから同資料は,ある全体資料の一部として取り組むために用意されていたものと推定される。

最後に「(沈嘱託補)」とあり、これは調査・報告者であった韓国・朝鮮人の嘱託補の名字であると推定される。同頁には、それに続けて「一 文献備考、一 大典会通、一 大明律、一 受教輯録、一 牧民心書」の「参考書目録」が記されている。

15 『大正三年 慣習ニ関スル照会回答案 四 中枢院』

同資料には先ず表紙として上記題が1枚あり(無線の用紙,筆字),次の頁にまた内表紙として「大正三(1914)年 慣習二関スル照会回答案 参事官室」が1枚続く(無線の用紙,筆字)。またそれに続いて「慣習二関スル照会回答案目次」(以下「目次」と表記す)が見開き3枚ある(朝鮮総督府中枢院用箋,12行罫紙,ペン字)。そのあとは、「件名」(朝鮮総督府用箋,印刷された特定の様式,ペン字)、「回答案」(朝鮮総督府用箋,10行罫紙,ペン字)、「照会」(同上)の順で一つの件をなすのが、見開き67枚続く。したがって、同資料全体は本文見開き全167枚からなっていることが確認される。

「目次」にある件名は、具体的につぎのとおりである。「六〇 兄亡弟及ノ効力ニ関スル件、同 勅名ニ依ル立後ニ関スル件、六一 庶子アル者ノ養子ニ関スル件、六二 賜牌地ノ種類及効力等ニ関スル件、六三 次養子ニ関スル件、六四 攝祀ニ関スル件、六五 協議離婚ニ関スル件、六六 親権及夫権ニ関スル件、六七 庶子アル場合ニ於ケル養子相続ニ関スル件、同 承嫡ノ意義、六

八 祖先ノ墳墓ノ所有及処分ニ関スル件、六九 住□ノ□定及房主ノ意義ニ関 スル件. 同 寺有財産処分ニ関スル件. 七○ 書籍送付ニ関スル件. 七一 永 小作二関スル件,七二 政院(原文通り)日記及日省録(15)謄本送付ノ件,七三 無後奉祀ノ財産ノ委託及其ノ帰属ニ関スル件、七四 罷養ノ要件及手続ニ関 スル件、七五、結数賜牌及田土賜牌ノ意義及火田等ニ関スル件、同 賜牌ノ文 書、同 加火税ノ意義、同 粮□庁ニ於ケル没入シタル田、土ノ帰属(句読点、 原文),同 結数賜牌ノ没入及還付,同 打租,賭租及定式収税ニ関スル件, 同 賜牌地ノ制限、同 加火税田ニ関スル件、同 官房ノ収税委託ニ関スル件、 七六 拂糧田ノ所属及処分ニ関スル件、七七 胎児アル場合ニ於テ養子ヲ為ス ノ件、同 長男ヲ他家ノ養子ト為スノ件、七八 相続権及戸主権ノ喪失ニ関ス ル件、七九 賜牌地内ニ存スル民有地ノ所有権ニ関スル件、八〇 次養子ノ相 続資格ニ関スル件、八一 寺院房主ノ意義及寺有財産ノ処分ニ関スル件、八二 平安北道ニ於ケル特種小作ニ関スル件、八三 次養子復籍ノ場合ニ於ケル身 分回復二関スル件、同 罷養(16)ニ関スル件、八四 於音ノ流通ニ関スル件、 八五 書籍送付ニ関スル件,八六 洑水使用料ニ関スル件,八七 慣習調査照 会書返戻ノ件、八八 特別代理人ニ関スル件、八九 十□(土地税権)ニ関ス ル件 九〇 明安公主ニ対スル有土賜牌並ニ結数賜牌ニ関スル件 九一 妻ノ 養子ニ関スル件、九二 収養子遺産相続ニ関スル件、九三 江華屯ニ関スル件、 九四 洑ノ所有ニ関スル件、九五 江華屯ノ所有権ニ関スル件、九六 幼者ノ 慣習上ノ代理人ニ関スル件. 九七 相続人廃除ニ関スル件 | (以上、□は判読不 可能な字。括弧()内は原文)。

以上の「目次」からは、件名番号が六〇から九七までになっており、その件数は計38件であることがわかる。ここで、途中からの件名番号で始まっていることから、同個別的資料の前後に一連の資料が存在する可能性が高いと考える。つまり、同資料はある特定の全体資料の一部をなすものであると推定される。

つぎに本文の詳細をみると、本文は件名毎に、朝鮮総督府政務総監から照会

者(または機関および組織)宛の「回答案」なる様式が1枚(印刷された特定の様式にペン字で記入)、「回答案」の内容が1~5枚(朝鮮総督府用箋,10行、ペン字)、全国各級法院からの慣習に関する「照会」(朝鮮総督府用箋,10行、ペン字)が数枚ずつの順で綴られている。その期間は、「照会」が大正二(1913)年一二月一八日から同三(1914)年12月17日まで、「回答案」が同三(1914)年一月一〇日から同年一二月一八日までのものとなっている。つまり、資料の題とおり、同個別的資料は大正三(1914)年の一年間における「慣習に関する照会回答案」であることが確認できる。

ところで、前述の資料「4 『慣習ニ関スル照会回答綴』」と同「5 『慣習ニ関スル回答綴』」に見られたように、慣習に関する「照会」は必ずしも各級法院からだけでなく関係各処からも行われており、また「回答案」についても、朝鮮総督府政務総監のほかに、同中枢院書記官長をはじめとするその他の関係者からも出されていた⁽¹⁷⁾。それに比べて同個別的資料の「照会」および「回答案」は、それぞれ前者が全国各級法院からのものに、後者が朝鮮総督府政務総監からのものに限定されていることがわかる。

また、同個別的資料に用いられた用箋は「目次」が朝鮮総督府中枢院のものであり、本文を含めてそれ以外は朝鮮総督府のものになっている。このことから、ここで朝鮮総督府における慣習調査事業の管轄機関および組織との関連で若干の考察を加えておきたい。同資料に収められた各個別的資料の「照会」、「回答案」の期間となっている大正三(1914)年における朝鮮総督府の慣習調査事業は、朝鮮総督府参事官室で管掌していた(1912年4月~1915年4月)。さらに、朝鮮総督府中枢院(1910年9月~1945年8月まで在続)が慣習調査事業を管轄するようになるのは、上記朝鮮総督府参事官室の事務を引き受けた大正四(1915)年5月からであった。こうした事実に照らし合わせると、同個別的資料は、朝鮮総督府参事官室において行われた慣習に関する「照会」、「回答案」に関するある全体綴りの中から、全国各級法院からの「照会」と朝鮮総督

朝鮮総督府中枢院における韓国・朝鮮の慣習調査事業と調査報告書に関する研究 府政務総監による「回答案」のみを抜粋し、1915年5月以降に朝鮮総督府中 枢院において再綴りしたものであると推定される。あるいは、その「照会」「回 答案」に関するある全体綴りを、同様に再綴りしたものであるかも知れないと 考える。

以上、同資料を概観した結果出された上記四つの疑問点について、それらを 明らかにするための手がかりが、今回の調べでわかった。

朝鮮総督府中枢院において 1933 年に刊行された『民事慣習回答彙集』によると、韓国・朝鮮の慣習に関する「各官衙の照会に対し箇々の事項につき其の所見を回答し、処務上の参考に供して来たのであるが、今や累積して其の数三百数十件に達し、内容亦私法の各種目に渉り、其の項目九百七十余に及んでいる」ことを、同書の刊行理由のひとつとして挙げている。また、当時すでに公刊されていた『慣習調査報告書』(1910 年初版・法典調査局、1912 年訂正補充版・朝鮮総督府取調局、1913 年訂正補充版の再刊・同参事官室)が、「創草の際」に「応急の調査」を行ったことから「不備の点」があり、その後の調査により「見解を異(原文通り)するに至った事項も甚くなく」なってきたとして、それらのこともまた同書刊行の理由として挙げている。さらに、「民事令の規定も其の後数次の改正に依り、親族及相続に関しても幾分民法の規定に依ることと為った」が、「未だ其の大部分は慣習に依らねばならぬ」ことから「慣習の調査巧究を忽にすべからざるは言ふ迄もない」として、同書刊行の理由のひとつに加えている(18)。

以上の『民事慣習回答彙集』刊行の理由三点に続け、その体裁を見ると、同書は本文 484 頁と附録(「旧慣及制度調査委員会決議」)62 頁からなっており、1909 年から 1933 年までの計 324 件(1~324 番)の「回答」を、「件名」を付して時系列に整理・収録したものとなっている。その中で、同資料の作成年である大正三(1914)年のところを見ると、「件名」(一〇七~一三九番)は計33 件であり、それらは同資料に合綴されている業務連絡用の書類と何点かの

東洋文化研究所紀要 第166 册

「件名」を除き、ほとんど一致する。このことから、同資料は同書の元の一部 になったものであることが判明する。

ここで両者の間の「件名」およびその件数が必ずしも同一でないことについては、『民事慣習回答彙集』の「凡例」に「所要事項ノ検出閲読ニ資センガ為、各回答ニ要旨ヲ適記シ、別ニ之ヲ事項別ニ彙類シ私法法典ノ編章別ニ対応セシメテ、巻ノ始ニ列記シタ」とあることから、同資料から同書へ「回答」綴りを写す作業過程で編集が行われ、その過程で生じたものであることが容易に推定できる。さらに、この時期の「照会」はすべて各級法院から行われ、「回答」は朝鮮総督府政務総監から発せられていたものであることが、同書から確認できる。

以上のことから、同資料の概観から出た三つの疑問点は、上記『民事慣習回答彙集』との照合によってすべて明らかにされた。整理すると、同資料は朝鮮総督府参事官室における、各級法院からの「照会」に対する同政務総監による「回答」の綴りであった。そのため、同中枢院用箋ではなく、朝鮮総督府用箋が用いられていた。その後、同資料は1933年に同中枢院において同書が刊行される際に、編集作業を経て、同書の大正三(1914)年度分のところに「件名」として組み込まれることになった。従って、同書の一連の番号が途中からのものになっているのは、そのためである可能性が高いと考える。

II UH Manoa Library Catalog にみる書誌情報

本稿の分析対象である上述の計 15 点の資料に関する UH Manoa Library Catalog の書誌情報を表 1 に示しておく。該当資料に関する「巻数,題,著者 (調査・報告者),調査事項 (項目),日付 (調査・報告年月日),分量 (枚数),本資料群全体の名称,使用言語」の順に,同 Catalog の記載とおり表記して表にした。

表 1 分析対象資料の UH Manoa Library Catalog における書誌情報

П	77.1				·			
	Vol.	Title	Author	Subjects	Date(s)	Description	is part of series	Language
1	3	Kon'in no seigen shiryo	•	Marriage customs and rites	19-	[35]p	P'ilsabon Han' guk saryo ch' ongsŏ	Korean
2	4	Kiŏn	Mok Hŏ, 1595- 1682	Korea-History-To935- Sources	同上	[25]p	同上	同上
3	56	Nobi · Slavery-Korea 同上 ca.800p 同上		同上	同上			
4	58	Kanshŭ ni kansru shôkai kaitô tsuzuri	•	Archives–Korea; Korea–Social life and customs	Shŏwa4 [1929]	са.300р	Hisshabon Kankoku shiryŏ sŏsho; 58; P'ilsabon Han'guk saryo ch'ongsŏ	Japanese
5	59	Kanshŭ ni kansru kaitŏ tsuzuri	•	同上	19-	ca.500p	同上	同上
6	77	Taejŏn hoetŏn kyŏngguk taejŏn taejop'yo		Law-Korea-Sources	同上	са.500р	P'ilsabon Han' guk saryo ch' ongsŏ	Korean
7	99	Sansok		Domestic relations– Korea; Inheritance and succession	同上	са.300р	同上	同上
8	105	Oyako ni kansuru kanshŭ chŏsa		同上	同上	ca.500p	同上	Japanese
9	110	Chŭsŭin kaikaku ni kansuru ikensho			同上	2v. in1 (ii)	同上	同上
10	114	Fuku ni kansuru kanshŭ		Irrigation-Korea	同上	ca.100p	同上	同上
11	115	Kankyŏdo Keizai jijŏ shisatsu hŏkokusho	•	Hamgyong- bukto(Korea)- Economic conditions	1906	ca.200p	同上	同上
12	118	Kon'in no mukŏ ni kansuru shiryŏ		Marriage customs and rites-Korea-History	19-	ca.200p	同上	同上
13	121	Teien, fuku, shoin, iriai, Kaden ni kansuru chŏsa hŏkokusho	•	Cheŏn, pok, sŏwŏn, ipphoe, hwajŏn	同上	са.200р	同上	Korean
14	191	Kaikyŭ seido		Social classes-Korea	同上	[80]p	同上	Japanese
15	279	Kanshŭ ni kansuru shŏkai kaitŏan		同上	同上	ca.300p	同上	同上

出処:UH Manoa Library のウェーブ検索サービス(One Search Manoa)より検索・引用・整理。

http://uhawaii-primo.hoseted.exlibrisgroup.com/primo_library/libweb/action/display(長太のため、以下略。2014年5月28日アクセス)。(i)本資料群の番号はすべて各巻 (Vol.)の前に「East Asia DS901.P5」となっている。(ii) 意味不明。ただし、前述のとおり資料原本は見開き29枚。

東洋文化研究所紀要 第166 册

表1を一見してわかることは、まず資料名の英文表記において韓国語読みと日本語読みが混用されていることである。Vol.3の Kon'in no seigen shiryoの場合、これは「婚姻の制限資料(혼인의 제한자료)」として日本語読みしており、Vol.4の Kiŏn の場合は「기언(記言)」として韓国語読みして英文表記されている。つぎに、各個別的資料には共通して P'ilsabon Han'guk saryo ch'ongsŏ という資料群名がついているが、これは韓国語の「필外본 한국사료총서」(「筆写本韓国史料叢書」)の英文表記であり、本資料群はこの名称でシリーズとして扱われていることがわかる。また、Vol.58の資料のみ、本資料群名にHisshabon Kankoku shiryŏ sŏsho という日本語読みを併記していることも目につく。加えて、表1からは本稿で取り上げる各個別的資料計 15点の使用言語は、韓国語が計6点、日本語が計9点であることがわかる。ただし、当時資料の韓国語表記とは、漢字とハングルの混用体をとっており、資料全体がハングルで記載されたものにはなっていないことを記しておく。

加えて、資料「13 『堤堰、洑、書院 [,] 入会、火田二関スル調査報告書(光州、和順、羅州、金堤各郡)』」(括弧()内は原文、同 [] 内は筆者補い)の場合、原資料名には括弧()内に地名が記載されているが、同 catalog にはそれが表記されておらず、必ずしも原資料名とおりになっていないことが目に入る。

ところで、先に取り上げた原資料照会の結果と表1とを対照すると、各資料の枚数または頁数が一致しないことに気づく。これについては、見開きで数えても、両頁で数えても同様である。原因究明は今後の課題としておき、ここではそうした点を指摘しておくにととめる。

Ⅲ 「ハワイ大学所蔵朝鮮総督府ノート調査結果」

A4 用紙,全13 頁からなる「ハワイ大学所蔵朝鮮総督府ノート調査資料」(以下、表2 を除き、前述と同じく「ノート調査結果」と表記す)は、その冒頭に

表2 「ハワイ大学所蔵朝鮮総督府ノート調査結果」

하와이 대학교 소장 조선 총독부 조사부 노트 조사 결과

2004 년 3 월

作成者名[韓国語] (19)

틀 우측 끝에 기호를 붙임: (A); 좋음, (B); 의미있는자료, (S); 조선왕조실록 중 수사 (手寫), (무표기); 同書寫本 or 一部手寫 [漢字および英文表記、原文]

ハワイ大学所蔵朝鮮総督府ノート調査結果

2004年3月

作成者名 [日本語]

枠内右端に記号を表記す。(A) 良好、(B) やや良好、(S) 実録抜粋、(表記なし) 同書名抜粋或は関連雑著抜粋 [句読点、筆者]

Inventory List of the Chosŏn Ch'ongdokpu Chungch'uwŏn(朝鮮総督府中枢院)[漢字表記、原文] in the Korea Special Collections, University of Hawaii Hamilton Library

Content Reviewed in March 2004 by 作成者名 [英語]

Notes:

A: Good

B: Fair

S: Copy from Chosŏn Wangjo Sillok,

No mark: all or partial copy from original

出処: University of Hawaii Hamilton Library 所蔵「ハワイ大学所蔵朝鮮総督府ノート調査結果」より転写。括弧() は原文、同[] は筆者。

表2のように題,作成年月,作成者名,四つの区分による資料の評価および分類について,韓国語,日本語,英語の三か言語で表記されている。それをそのまま取り上げると表2のとおりである。

ここでは資料について、冒頭で触れたように「A」は「良好」、「B」は「やや良好」、「S」は「実録抜粋」、「(表記なし)」は「同書名抜粋或は関連雑著抜粋」と評価および分類されていることが確認できる。そうした評価方法については、いくつかの問題点が指摘できる。

第一に、上記四つの区分が一定の基準によるものでないことが挙げられる。 つまり、「A」と「B」のように資料に対する価値評価による分類と、「S」と「(表記なし)」のように出典(資料の出処)による分類という、異なる基準による二つの区分方法が混用されている点が指摘できる。従って、分類基準が明確に定まっていないものであると言える。 第二に、「A」と「B」のように一定の基準で区分されたとしても、その評価における尺度、または評価基準が提示されていない点が挙げられる。つまり、何をもって「良好」、あるいは「やや良好」としたか、つまり資料の内容に対する価値評価であるのか、または資料の保存状態などの物理的な面に対する価値評価であるのか、それらの点が不明のままである。

さらに、「B」の「やや良好」について韓国語の表記では「의可있는 자료」(意味のある資料)(括弧()内の日本語訳、筆者)となっている。このことと関連しては二点ほど、指摘できる。まず、日本語と韓国語表記を同じ内容で統一していない点と、「意味ある」の「意味」とはどういうことを指して言うのか、その基準を明確に示しておく必要があった。以上のことから、表2の「A」、あるいは「B」という資料の区分方法はあまり有効でないと言える。

第三に、「(表記なし)」の場合、韓国語と日本語ではそれぞれ「同書寫本 or 一部手寫」(英文表記、原文)、「同書名抜粋或は関連雑著抜粋」となっており、「同書」とは具体的に何を指すものであるかが明示されていない点が目につく。同様の問題点として、英文表記でも all or partial copy from original となっているが、ここでも original とは何を、あるいはどの資料のことを指して言うのか、定かでないことが指摘できる。

以上のような表 2 における問題点の指摘に加え、「S」が「実録表記」となっていることについて記しておきたい。この際の「S」とは表 2 のとおり「実録」⁽²⁰⁾であるとのことから、その韓国語読みである「실목」のローマ字表記、Sillokまたは Syllok の頭文字から「S」をとってきたものと推定される。もしそうであるならば、それに関する「凡例」を附しておくべきであった。

引き続き、以下では上記表2に続く「ノート調査結果」の内容を見ることにする。四つの区分で評価および分類された本資料群の第1巻から第429巻までの各個別的資料の中から、本稿の分析対象となっている計15点の各個別的資料のみ抜粋し、そのまま示しておく。加えて、表3の題もまた原文とおりの表

	Vol. #	Content						
1	3	婚姻ノ制限(資料)						
2	4	記言						
3	56	奴婢						
4	58	慣習ニ関スル照会回答綴						
5	59	慣習ニ関スル回答綴						
6	77	大典会通経国大典対照表						
7	99	相続						
8	105	親子ニ関スル慣習調査						
9	110	中枢院改革ニ関スル意見書 2ママ冊						
10	114	狀ニ関スル慣習						
11	115	咸鏡道経済事情視察報告書						
12	118	婚姻ノ無効ニ関スル資料						
13	121	堤堰、洑、書院[,] 入会、 火田にママ関スル調査報告書 [句読	В					
Ш		点の有無,原文]						
14	191	階級制度						
15	279	慣習ニ関スル照会回答案 (속표지, 대정 3 년) ⁽ⁱ⁾						

表 3 All Volumes Call Numbers: DS901.P5

出処: University of Hawaii Hamilton Library 所蔵「ハワイ大学所蔵朝鮮総督府ノート調査結果」より一部抜粋・引用。(i)「(内表紙、大正三年)」(日本語訳、筆者)。括弧()内は原文,同[]内は筆者。

記である。

最初に表3における基本的な誤謬を指摘しておく。表3の資料7番の資料名は『相続』となっているが、原資料と照らし合わせると、原文は『相続 太祖-純祖』となっているが、表3では「太祖-純祖」が抜けている。同様の問題として、資料13番の原資料名は『堤堰、洑、書院 [,] 入会、火田二関スル調査報告書(光州、和順、羅州、金堤各郡)』(括弧()内は原文、同[]内は筆者)であるが、表3では括弧()内の地名が記されていない。これらは原資料名とおり表記すべきであったと指摘できる。

つぎに、表 3 から本稿の分析対象の各個別的資料計 15 点に対する評価および分類について見ると、「A」が 1 点、「B」が 4 点、「S」が 2 点、「(表記なし)」が 8 点になっていることがわかる。因みに、以上の表 3 の元である本資料群

All Volumes Call Numbers: DS901 .P5 の全体 (計 429 点) の資料区分の内訳は, 「A」が 16 点, 「B」が 23 点, 「S」が 86 点であり, 「表記なし」が 304 点となっている。

引き続き、表3が本稿の分析対象である計15点の資料を含め、本資料群に 関する唯一の評価および分類を行ったものであるため、本稿ではそれら計15点の各個別的資料と表3とを対照・比較し、そのあとに考察を加えたい。

まず、「S」として評価および分類された資料3番『奴婢』と同7番『相続 太祖-純祖』は、前述のとおり「朝鮮王朝実録」を抜粋したものであることから、 この評価は妥当であると考える。

つぎに、「B | として評価および分類された資料 4 番 『慣習二関スル照会回答 綴』,同5番『慣習ニ関スル回答綴』,同9番『中枢院改革ニ関スル意見書2៹っ冊』, 同13番『堤堰、洑、書院[,] 入会、火田にママ関スル調査報告書』(括弧[] 内は筆者)についてであるが、これらのうち、資料4番と同5番はともに慣習 に関する「照会 | 「回答 | 綴りという同じ性格の資料であることから、それら に対して同じ評価および分類を行ったことには頷ける。しかし、資料の重要性 および価値などを考えると、なぜ「A」ではなく「B」であるのか、疑問が生 じる。その根拠を示しておくべきであった。加えて、資料 15 番『慣習ニ関ス ル照会回答案(속표지, 대정 3 년)』は、資料 4 番、同 5 番と全く同じ性格の 資料であるにもかかわらず、「A」となっている。その差は何であるのか、そ のことについても明示しておくべきであった。資料9番は、資料の表紙に「秘」 という四角い印が押されてあることからも窺えるように、一見して重要な資料 であると見受けられるところであるが、「B」となっている。また、 資料 13 番は、 調査員(麻生武亀)によって調査・報告された調査項目(堤堰、洑、書院、入 会、火田の慣習)に関し、現地の人々との間で質疑応答を行った実地調査と、 それらの慣習と関連する古文献などを調査した典籍調査からなる。個別的慣習 調査報告書である。そこで採られている調査方法は、統監府時代の不動産法調

査会, 法典調査局で行われた調査方法であり, この資料では, そうした調査方法が日韓併合後の朝鮮総督府中枢院においても続けられていたことを示してくれる。したがって, 慣習調査方法およびその変遷を追う上で参考になる資料であると言える。この資料に対する「B」の評価および分類についても, その根拠および基準が何であったかについても,「ノート調査結果」には明示されていない。

引き続き、表3のうち、「表記なし」の資料、つまり「同書名抜粋或は関連雑著抜粋」と評価および分類された資料1『婚姻ノ制限(資料)』、同2『記言』、同6『大典会通経国大典対照表』、同8『親子二関スル慣習調査』、同10『洑二関スル慣習』、同11『咸鏡道経済事情視察報告書』、同12『婚姻ノ無効ニ関スル資料』、同14『階級制度』の計8点について、見てみる。これら8点の中で、資料1、同2、同6、同8、同12、同14の計6点は法典類や古文献などを抜粋したものであることから、表3の資料区分はある程度、有効であると考える。しかし、資料10は洑に関する個別的慣習調査報告書として、特定地域における実際の慣習で用いられる所有権の変動などを立証する「文記」「立案」などの文書を大量に収集・添付している。また、最後の資料11はその題にも表われているとおり、特定地域に関する視察報告書であり、「同書名抜粋或は関連雑著抜粋」とはなっていない。したがって、これら2点の資料に対する、表3にある「ノート調査結果」における資料区分は明らかな誤りであると考える。

- 1 UH Manoa 訪問および本資料の閲覧に際しては、同大学 Hamilton Library の Librarian, Korea Specialist である Jude YANG 氏に大変にお世話になった。資料の存在については UCB の Librarian for the Korean collection である Chang, Jaeyong 氏から教示をいただいた。両氏にこの場を借りて感謝したい。また、大学関係者の紹介をはじめ、その他のハワイ滞在中のことについて大変ご親切に対応してくれた佐藤ミオ氏、そして Mary Jo Freshley 先生、ソンヒョンジュ氏にも感謝する。
- 2 ライブラリアンの証言によると、前任の韓国書籍ライブラリアンから、同「ノー

東洋文化研究所紀要 第166 册

ト調査結果 | の作成者に、その作成作業を依頼する形で行われたとのことである。

- 3 実録とは、朝鮮王朝における歴代王(太祖-純宗、全27代)の統治時代に朝廷で 起きたことや王に報告されたことなどを年月日の順に沿って編年体で記録した歴史 書であり、一種の年代記に当るものである。実録は国王が交代する度に朝廷で編纂 され蓄積されていき. 『正宗実録』のように王代の名をつけて題されたが. 中には 第 10 代燕山君 (1494-1506 年在位) 時代の『燕山君日記』、第 15 代光海君 (1608-1623) 年在位)時代の『光海君日記』のように題されたのもある。日記と題されても、体 裁や性格は実録であった。今日. それら歴代王の実録すべてを指して『朝鮮王朝実録』 と称し、またその名称で世界文化遺産としても登載されている(UNESCO 指定世 界記録遺産, 1997年)。なお、日韓併合後の1927-1932年にかけて朝鮮総督府で編 纂した第26代高宗(1863-1907年在位)時代に関する『高宗太皇帝実録』と、第27 代純宗(1907-1910年在位)時代に関する『純宗皇帝実録』は含まない。したがって、 『朝鮮王朝実録』は、それら二代を除く初代 - 第25代までの472年間の記録として、 全28種からなるものを指す。以上,「実録編纂の由来と体裁」<「朝鮮王朝実録紹介」 <「朝鮮王朝実録 | < 国史編纂委員会(韓国)ホームページ。http://sillok.history. go.kr/intro/intro info.jsp (2014年6月1日アクセス)。なお、当ウェブでは同実録 原本と国訳(韓国語訳)が検索・閲覧可能である。
- 4 「記言」の解題として、李佑成「眉叟記言 解題」民族文化文庫刊行会翻刻『古典国訳叢書 178 眉叟記言 I 』財団法人民族文化推進会、1978年、がある。なお、漢文からなる『眉叟記言』の本文および「同解題」は、韓国古典翻訳院の「韓国古典 DB」にて現代韓国語に翻訳された全文をウェブ上で見ることができる。http://db.itkc.or.kr
- 5 李太王とは、朝鮮王朝第 26 代高宗(在位 1897-1907 年)のことであり、大韓帝国の皇帝であったが、ハーグ密使派遣事件で統監府および日本政府の抗議を受け、1907年に退位させられた。日韓併合後は、皇帝から身分格下され、李太王となった。したがって、李太王としての期間は 1910年 没年の 1919年までである。朴ヨンギュ『一冊で読む朝鮮王朝実録』ウンジンドットコム、2004年、500頁(韓国)。
- 6 「院名」の意味は不明であるが、おそらく朝鮮総督府中枢院のことであると想定 される。
- 7 「回答」の日付については、最後の照会(昭和二○(1945)年四月一六日付け) に対する回答案が見開き1枚綴られているが、日付の表記がないため、本稿では日 付の明確なものの中から最後の日付として用いた。
- 8 「議長」とは、朝鮮総督府中枢院議長のこと。

- 9 韓国の古法典のひとつとして、朝鮮王朝の法典の根幹をなす、いわゆる「永世不易」の大法典である。朝鮮王朝の建国前後から1484 (成宗15) 年までの王命、教旨、条例のうち、永久に遵守すべきものを集め、六槽に沿って六典(吏典、戸典、禮典、兵典、刑典、工典)の別に編纂した法典。『古法典用語集』法制処、1979年、47頁(韓国)。
- 10 文記は、文券とも称す。権利に関する私的証書のひとつとして、不動産の所有権 またはその他の権利を証明する文書であり、その性質によって旧文記と新文記があ る。前掲『古法典用語集』、284頁。なお、文記の意味について、『朝鮮旧慣制度調 査事業概要』(朝鮮総督府中枢院、1938年)には、「土地を売買し又は抵当(中略) 文記と称する私文書たる土地売渡証を綴束したるもの」と、とらえられている(同 書、5頁)。
- 11 間島(ひ도,カンド)は、南満州とも言う。現在の中華人民共和局吉林省に位置 する延辺朝鮮族自治区。
- 12 行政単位のひとつとして、郡の下位単位、里の上位単位。つまり、道、郡、邑、面、 里 洞の順である。
- 13 郷校とは、全国各州・府・郡・懸に文廟と併設した国立の学校。前掲『古法典用 語集』、869頁。
- 14 麻生武亀は、当時朝鮮総督府中枢院の嘱託調査員であった。前掲『朝鮮旧慣制度 調査事業概要』、118頁。
- 15 日省録は、1760(英祖36)年1月から1910(純宗4)年8月までの間、王が朝廷で行った事や王と臣下と間の事について記した、王に関する日記のこと。日記の形式であるが実質的には政府の公式的な記録である。前掲『古法典用語集』、628頁。
- 16 罷養は、離縁のこと。
- 17 『民事慣習回答彙集』(朝鮮総督府中枢院, 1933年) によると, 中枢院書記官, 同議長, 中枢院からも「回答」が出されていた(同書の「目次」)。
- 18 前掲『民事慣習回答彙集』、「序」、1-2頁。
- 19 作成者名は、上からそれぞれ韓国語、日本語、英語でつぎのように記されている。 「일본 츠쿠바 대학교 교수 후루타 히로시 (조선정치사상사 전공)」、「筑波大学教授 古田博司 (朝鮮政治思想史)」、「Furuta Hiroshi (朝鮮政治思想史)」(漢字表記、原文)。
- 20 朝鮮王朝実録のこと。
- ●本研究は ISPS の科研費「21830116」の助成を受けたものである。

"Study on the regional customs survey project in Korean Peninsula conducted by Chusuin of the Governor-General of Korea and the survey reports
——Focusing on introduction and analysis of source material owned by Korean Locked Press of Hamilton Library at the UH Manoa in the United States"

by Lee Youngmee

The target of analysis in this paper is a variety of reports which were produced and reported during the process of investigation on Korean customs as part of the survey project on regional customs which was carried out during the Japanese reign of Korean Peninsula. Although analysis of regional customs survey reports could be conducted from various points of view, this study aims to locate the owner of source material and then clarify its nature prior to the analysis of contents, as the locations of such material have not yet been identified. Korean Locked Press of Hamilton Library at the UH Manoa currently owns 429 sets of reports of the regional customs survey in Korean Peninsula carried out by Chusuin of the Governor-General of Korea after the Japan-Korea Annexation. However, the only available information regarding this group of sources is the UH Manoa Library Catalog which contains general bibliographic information, and "The survey results on the notes from Chusuin of the Governor-General of Korea owned by the UH Manoa" created in 2004. Both of them lack any explanation of its contents. This paper clarifies the purposes and contents of the survey, how it was carried out and by whom, which institution or organization the reports were produced, as well as the circumstances as to how they were added to the collection of this library. For this purpose, the basic information of source material which has been investigated and verified by the author will be

introduced, and then examination will be carried out regarding the regional customs survey project in Korean Peninsula conducted by Chusuin of the Governor-General of Korea. In this process, problems of the classification method within "The survey results on the notes from Chusuin of the Governor-General of Korea owned by the UH Manoa" will be pointed out, and the source material will be re-classified from a legal history point of view.